# 平成18年度

食の安全・安心・信頼性の確保 に向けた施策に関する報告書

栃木県

食の安全・安心・信頼性の確保 に向けた施策に関する報告について

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例(平成18年栃木県条例第39号)第18条の規定により、食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書を提出します。

平成19年9月19日

栃木県知事

## 目 次

1		'とちき食の安全	。安心行動計画」	1
	( '	1)総合評価		1
	( 2	2 ) 個別事業の評	· <b>i</b> da	2
	( :	3 )行動計画体系	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
	( 4	4)事業の実績		
		アクション 1	食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発	6
		アクション 2	HACCP方式の導入促進	10
		アクション 3	トレーサビリティシステムの導入促進 ――――――	12
		アクション 4	生産者に対する監視指導の強化	13
		アクション 5	食品営業者等に対する監視指導の強化	14
		アクション 6	食品表示の適正化の推進	16
		アクション7	食品の安全性に関する調査・研究の推進	17
		アクション8	消費者に対する食に関する知識の普及・啓発	19
		アクション 9	食品関連事業者と消費者との相互理解の推進	22
		アクション 10	県民の意見を施策に反映させる取組の推進	24
		アクション 11	消費者と行政が一体となった取組の推進	26
2	ſ	色害情報の申出。		28
3	ħ	施策の提案		28
4	Ó	とちぎ食の安全・	安心推進会議の開催	28
	用詞	<b>語解説</b>		30

#### はじめに

本県では、平成16年3月に、食品の安全性を確保し、消費者の視点に立ち、生産から消費に至る一貫した食品安全行政を総合的に推進するため「とちぎ食品安全確保指針」を策定し、この指針に基づき実施する具体的な取組と推進目標を定めた「とちぎ食の安全・安心行動計画」を平成17年3月に策定しました。

また、平成 18 年 10 月には、食に関する県の施策を総合的に推進するための「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」が施行され、県が実施した施策を県議会に報告し、県民に公表することとなりました。

### 1 「とちぎ食の安全・安心行動計画」

この計画は、指針に掲げる3つの重点目標\*1)のもとに11のアクション、25の個別事業を掲げ、 平成17年度から平成19年度までの3年間に実施する事業・取組の内容とその進行管理を行うため の推進目標を記載しています。

\*1)

重点目標1 安全・安心な食品供給体制の確立

重点目標2 生産から消費に至る監視指導・試験検査体制の強化

重点目標3 食品の安全確保のための協働システムの構築

#### (1)総合評価

平成 18 年度は、推進目標を設定した 18 の個別事業のうち 17 事業 (94%) について、年度目標を「達成」又は「概ね達成」 $^{*2}$  しており概ね順調に推移していると評価しました。 残りの 1 事業については、18 年度目標の達成に至らなかったと評価しました。

未達成事業については、改善の方向性を明らかにし、達成に向けて引き続き取り組んで行きます。また、達成した事業についても、次年度以降の目標を着実に達成するよう努めます。

	アクション	個 別事業	推進目標を 設 定 し た 個 別 事 業	達成	概ね 達成	未達成
1	食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発	4	3	2	1	
2	HACCP方式の導入促進	2	2		1	1
3	トレーサビリティシステムの導入促進	1	1		1	
4	生産者に対する監視指導の強化	1	1	1		
5	食品営業者等に対する監視指導の強化	2	2		2	
6	食品表示の適正化の推進	1	1	1		
7	食品の安全性に関する調査・研究の推進	5	2	2		
8	消費者に対する食に関する知識の普及・啓発	3	2	1	1	
9	食品関連事業者と消費者との相互理解の推進	2	1		1	
10	県民の意見を施策に反映させる取組の推進	2	1	1		
11	消費者と行政が一体となった取組の推進	2	2	2		
	全 体	25	18	10	7	1

\*2) 目標の 100%を達成したものを「達成」、80%を達成したものを「概ね達成」 80%を達成できなかったものを「未達成」と評価しました

- 2 つの推進目標がある事業は次のように分類しました
  - ・「達成」+「概ね達成」=「概ね達成」
  - ・「概ね達成」+「未達成」=「未達成」

## (2) 個別事業の評価

## アクション1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発

個別事業名	推進目標の指標名	推進目標	実績	評価
1-1 農薬・動物用医薬品等の適正	農薬管理指導士、ゴルフ場	2,100	2.212	達成
使用の推進	農薬適正使用士の認定数(人)	2,100	2,212	连/戏
1-2 環境保全型農業の推進及び特	- エコファーフー初定数(丿)	6 000	6 570	達成
別栽培農産物の生産拡大	エコファーマー認定数(人) 	6,000	6,570	连风
1-3 食品営業施設における自主衛	食品衛生責任者再教育講習会	F 400	4 604	概ね達成
生管理の推進	受講者数 (人)	5,400	00 4,694	「城14建八

## アクション2 HACCP方式の導入促進

個別事業名	推進目標の指標名	推進目標	実績	評価
2-1 農畜産物の衛生管理の	GAP 導入産地数(累計)	4	4	達成
充実	HACCP 方式の導入に取り組む 畜産農家数 (戸)	52	50	概ね達成
2-2 食品自主衛生管理認証制度 (とちぎハサップ)の導入の 推進	食品自主衛生管理 認証事業者数 (施設)	40	9	未達成

## アクション3 トレーサビリティシステムの導入促進

個別事業名	推進目標の指標名	推進目標	実績	評価
3 農畜産物の生産履歴の記帳及	生産情報公開農業団体数 (累計)	8	10	達成
び情報公開の推進	飼養管理情報を公表する 肥育牛飼養農家の割合 (%)	40	37	概ね達成

## アクション4 生産者に対する監視指導の強化

個別事業名	推進目標の指標名	推進目標	実績	評価
4 農薬・飼料・動物用医薬品の	農薬販売者、農薬使用者に 対する立入検査数 (件)	270	317	達成
適正使用の監視強化	動物用医薬品、飼料に関する 指導・検査数 (件)	235	317	達成

## アクション 5 食品営業者等に対する監視指導の強化

個別事業名	推進目標の指標名	推進目標	実績	評価
5-1 食品営業施設等に対する 監視指導の強化	施設監視達成率 (%)	100	99	概ね達成
5-2 食品等の検査及び検査	食品残留農薬検査数 (件)	70	72	達成
体制の充実	アレルギー食品検査数(件)	20	18	概ね達成

## アクション 6 食品表示の適正化の推進

個別事業名	推進目標の指標名	推進目標	実績	評価
6 食品表示の監視指導の強化	食品表示合同監視実施数(回)	12	15	達成

## アクション 7 食品の安全性に関する調査・研究の推進

	個別事業名	推進目標の指標名	推進目標	実績	評価
	7-1 地域特産作物に係る農薬の	県が試験を実施する地域特産	c	c	连代
	効果及び残留性の研究	作物に係る農薬数(累計)	б	0	達成
Ī	7-4 残留農薬の一斉分析法の研	2000年英文八七百日数	00	00	法代
	究	残留農薬一斉分析項目数	60	60	達成

## アクション8 消費者に対する食に関する知識の普及・啓発

TO TO TO THE PROPERTY OF THE P				
個別事業名	推進目標の指標名	推進目標	実績	評価
8-1 食品の安全性に関する 知識の普及・啓発	食品安全講習会等実施数(回)	35	64	達成
8-3 食育の推進	食育推進ボランティア数(人・団体) [とちぎ食育応援団数] *1	250[400]*1	[332]*1	概ね達成
0-3 艮目以推進	おやこの食育教室 開催市町村数	30[29]*2	[29]*2	達成

## アクション9 食品関連事業者と消費者との相互理解の推進

個別事業名	推進目標の指標名	推進目標	実績	評価
9-1 生産者と消費者の相互	食と農のサポーターの登録者数	250[400]*1	[222]*4	掘り達け
理解の推進	[とちぎ食育応援団数]再掲*1		[332]*1	概ね達成

## アクション 10 県民の意見を施策に反映させる取組の推進

個別事業名	推進目標の指標名	推進目標	実績	評価
10-1 タウンミーティング等	タウンミーティングの開催数	1	1	達成
の開催の推進	(回)	4	4	连戏

## アクション 11 消費者と行政が一体となった取組の推進

個別事業名	推進目標の指標名	推進目標	実績	評価
11-1 食品表示ウォッチャーに よるモニタリング活動の 推進	食品表示ウォッチャー 委嘱者数 (人)	110	110	達成
11-2 健康づくりの推進	健康づくり交流会開催数(回)	10	10	達成
11-2   庭原ントリの住庫	とちぎ健康 2 1 協力店舗数	200	665	達成

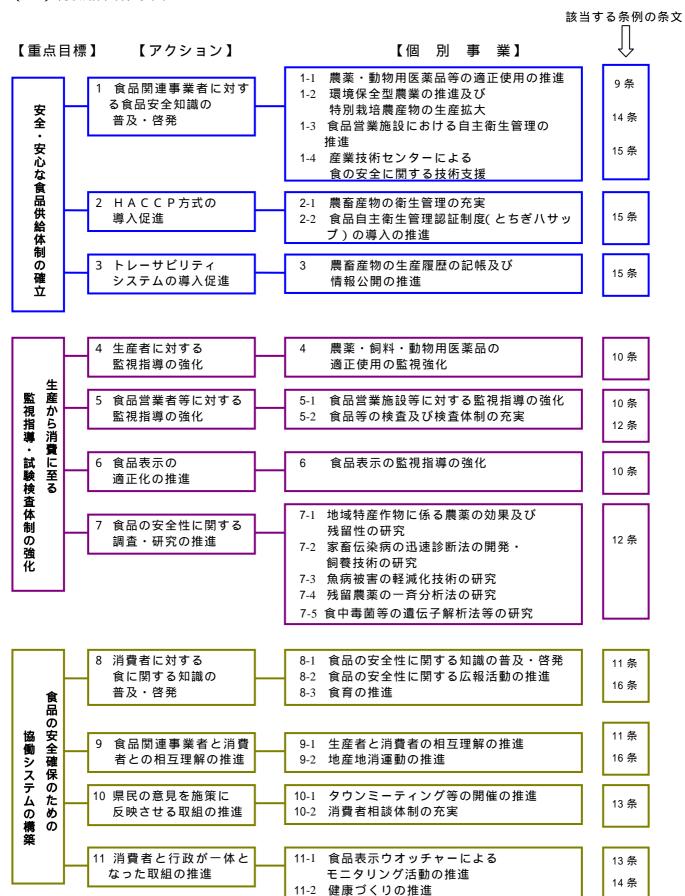
<sup>\*1</sup> 平成 18 年度から「食育推進ボランティア」と「食と農のサポーター」を統合し「とちぎ食育応援団」を創設したため、指標を「とちぎ食育応援団」とし推進目標値([ ]内に記載)を変更した。

<sup>\*2</sup> 組織のある市町数を推進目標値としたが、合併のため、これが 2 9 市町となり、推進目標値を変更した。

## \*推進目標を設定していない個別事業

	アクション名		個別事業名
1	食品関連事業者に対する食品安全知識の	1-4	産業技術センターによる食の安全に関する
	普及・啓発		技術支援
7	食品の安全性に関する調査・研究の推進	7-2	家畜伝染病の迅速診断法の開発・飼養技術の
			研究
		7-3	魚病被害の軽減化技術の研究
		7-5	食中毒菌等の遺伝子解析法等の研究
8	消費者に対する食に関する知識の普及・啓発	8-2	食品の安全性に関する広報活動の推進
9	食品関連事業者と消費者との相互理解の推進	9-2	地産地消運動の推進
10	県民の意見を施策に反映させる取組の推進	10-2	消費者相談体制の充実

#### (3)行動計画体系図



## (4)事業の実績

## アクション 1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発

## 1-1 農薬・動物用医薬品等の適正使用の推進

## (1)事業・取組の実施状況等

事業・収組の内容	(1)争乗・採組の失応の元寺	亚代 1.0年	<b>英字</b> ************************************	
農薬の適正使用に係る普及啓発を強化します。       農薬危害防止研修会(1回)       7月開催(162人)         (化します。)       病害虫雑草防除指針の発行       3,350 部発行         県本販売者や使用者に対する研修会の開催や農薬の専門知識を有する人材として、「農薬管理指導士」等の育成を図り、農薬の適正販売・使用の徹底を図ります。       農薬管理土指導士等研修会(4回)       4 回開催(計112人)         農業団体が行っている生産履歴記帳運動や残留農薬分析調査を支援し、農薬の適正使用を促進します。       生産履歴記帳運動実施農協数(11 カ所)       11 カ所(100%)         機業団体が行っている生産履歴記帳要の適正使用を促進します。       大留農薬分析実施農協数(11 カ所)       11 カ所(100%)         残留農薬分析実施農協数(36 品目、350 検体)       34 品目、412 検体すべて適合         中の飼料中の動物性蛋白質含有調査及び畜産物中の抗菌剤残留検査を行い飼料と動物用医薬品の適正使用の徹底を図ります。       中の飼料中の動物性たん白質含有調査を動物の適正使用の額正使用の額正使用の額に要用の前生物質残留検査(30 検体)ますべて陰性       30 検体するでで陰性         (30 検体)       すべて陰性       126件         中検査指導(72件)       指導農家1戸	事業・取組の内容			
(化します。				
県広報媒体を用いた広告の実施 (広報誌2回、ラジオ2回) 県ホームページ掲載 農薬販売者や使用者に対する研修会 の開催や農薬の専門知識を有する人材として、「農薬管理指導士」等の育成を図り、農薬の適正販売・使用の徹底を図ります。 農業団体が行っている生産履歴記帳 運動や残留農薬分析調査を支援し、農薬の適正使用を促進します。				
(広報誌2回、ラジオ2回) 県ホームページ掲載 農薬販売者や使用者に対する研修会 の開催や農薬の専門知識を有する人 材として、「農薬管理指導士」等の育 成を図り、農薬の適正販売・使用の徹 底を図ります。 農業団体が行っている生産履歴記帳 運動や残留農薬分析調査を支援し、農 薬の適正使用を促進します。  生産履歴記帳運動実施農協数 11 ヵ所(100%) 残留農薬分析実施点数 (11 ヵ所) 残留農薬分析実施点数 (36 品目、350 検体) すべて適合  中の飼料中の動物性蛋白質含有調査 及び畜産物中の抗菌剤残留検査を行い飼料と動物用医薬品の適正使用の 徹底を図ります。 (80 検体) すべて陰性 生飼養農家に対する飼料の適正 (30 検体) 中の行性 特質機家に対する飼料の適正 使用検査指導(72件)	化します。	病害虫雑草防除指針の発行	3,350 部発行	
農薬販売者や使用者に対する研修会 の開催や農薬の専門知識を有する人 材として、「農薬管理指導士」等の育 成を図り、農薬の適正販売・使用の徹 底を図ります。 農業団体が行っている生産履歴記帳 運動や残留農薬分析調査を支援し、農 薬の適正使用を促進します。  株留農薬分析実施農協数 (11 カ所) (100%)  残留農薬分析実施農協数 (11 カ所) (11 カ所 (100%)  残留農薬分析実施農協数 (36 品目、350 検体) すべて適合  中の飼料中の動物性蛋白質含有調査 及び畜産物中の抗菌剤残留検査を行い飼料と動物用医薬品の適正使用の 徹底を図ります。  株の食料・の食料・の食料・の動物性をした。  「お食体 すべて陰性 (80 検体) すべて陰性 (30 検体) すべて陰性 (30 検体) すべて陰性 (30 検体) すべて陰性 (40 検体) ないている性 (40 検体) ないでは、 (40 体体) ないでは、 (4		県広報媒体を用いた広告の実施		
の開催や農薬の専門知識を有する人材として、「農薬管理指導士」等の育成を図り、農薬の適正販売・使用の徹底を図ります。 農業団体が行っている生産履歴記帳運動や残留農薬分析調査を支援し、農薬の適正使用を促進します。  株の適工使用を促進します。  生産履歴記帳運動実施農協数 (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11 カ所) (11 カ所) (11 カ所) (11 カ所) (100%) (11 カ所) (11		(広報誌2回、ラジオ2回)	県ホームページ掲載	
材として、「農薬管理指導士」等の育成を図り、農薬の適正販売・使用の徹底を図ります。	農薬販売者や使用者に対する研修会	農薬管理指導士等認定数(2,100人)	2,212 人を認定	
成を図り、農薬の適正販売・使用の徹底を図ります。	の開催や農薬の専門知識を有する人			
成を図ります。     農業団体が行っている生産履歴記帳	材として、「農薬管理指導士」等の育	<b>- 要茶等理+均道+等现像个(4回)</b>	4 回閉(岸 / 計 112 ↓ )	
農業団体が行っている生産履歴記帳 運動や残留農薬分析調査を支援し、農薬の適正使用を促進します。生産履歴記帳運動実施農協数 (11 ヵ所)11 ヵ所(100%)残留農薬分析実施農協数(11 ヵ所) 残留農薬分析実施点数 (36 品目、350 検体)34 品目、412 検体 すべて適合牛の飼料中の動物性蛋白質含有調査及び畜産物中の抗菌剤残留検査を行い飼料と動物用医薬品の適正使用の徹底を図ります。牛の飼料中の動物性たん白質含有 調査 (80 検体)75 検体 すべて陰性畜産物中の抗生物質残留検査 (30 検体)30 検体 すべて陰性牛飼養農家に対する飼料の適正 使用検査指導(72 件)126 件 指導農家 1 戸	成を図り、農薬の適正販売・使用の徹	辰荣自连工指导工 <del>于</del> 研修云(4回)	4回刑催(計112八)	
運動や残留農薬分析調査を支援し、農薬の適正使用を促進します。(11 ヵ所)残留農薬分析実施農協数(11 ヵ所)11 ヵ所(100%)残留農薬分析実施点数 (36 品目、350 検体)34 品目、412 検体 すべて適合牛の飼料中の動物性蛋白質含有調査 及び畜産物中の抗菌剤残留検査を行い飼料と動物用医薬品の適正使用の徹底を図ります。牛の飼料中の動物性たん白質含有調査 調査 (80 検体) 畜産物中の抗生物質残留検査 (30 検体) すべて陰性30 検体 すべて陰性 すべて陰性 126 件 (増用検査指導(72 件)	底を図ります。			
薬の適正使用を促進します。残留農薬分析実施農協数 (11 ヵ所 )11 ヵ所 (100% )残留農薬分析実施点数 (36 品目、350 検体)34 品目、412 検体 すべて適合牛の飼料中の動物性蛋白質含有調査 及び畜産物中の抗菌剤残留検査を行い飼料と動物用医薬品の適正使用の徹底を図ります。牛の飼料中の動物性たん白質含有調査 調査 (80 検体) 畜産物中の抗生物質残留検査 (30 検体) すべて陰性30 検体 すべて陰性 すべて陰性 生飼養農家に対する飼料の適正 使用検査指導 (72 件)126 件 指導農家 1 戸	農業団体が行っている生産履歴記帳	生産履歴記帳運動実施農協数	11 ヵ所(100%)	
残留農薬分析実施点数	運動や残留農薬分析調査を支援し、農	(11ヵ所)		
中の飼料中の動物性蛋白質含有調査 及び畜産物中の抗菌剤残留検査を行い飼料と動物用医薬品の適正使用の 徹底を図ります。牛の飼料中の動物性たん白質含有 調査 (80 検体) 畜産物中の抗生物質残留検査 (30 検体)75 検体 すべて陰性 すべて陰性・ (30 検体) 生飼養農家に対する飼料の適正 使用検査指導(72 件)126 件 指導農家 1 戸	薬の適正使用を促進します。	残留農薬分析実施農協数(11ヵ所)	11 ヵ所(100%)	
中の飼料中の動物性蛋白質含有調査 及び畜産物中の抗菌剤残留検査を行い飼料と動物用医薬品の適正使用の 徹底を図ります。	l l	残留農薬分析実施点数	34 品目、412 検体	
及び畜産物中の抗菌剤残留検査を行い飼料と動物用医薬品の適正使用の徹底を図ります。調査(80 検体)すべて陰性金産物中の抗生物質残留検査 (30 検体)30 検体 すべて陰性牛飼養農家に対する飼料の適正 使用検査指導(72 件)126 件 指導農家1戸		(36 品目、350 検体)	すべて適合	
い飼料と動物用医薬品の適正使用の 徹底を図ります。畜産物中の抗生物質残留検査 (30 検体)30 検体 すべて陰性牛飼養農家に対する飼料の適正 使用検査指導(72 件)126 件 指導農家1戸	牛の飼料中の動物性蛋白質含有調査	牛の飼料中の動物性たん白質含有	75 検体	
徹底を図ります。       (30 検体)       すべて陰性         牛飼養農家に対する飼料の適正       126 件         使用検査指導(72 件)       指導農家1戸	及び畜産物中の抗菌剤残留検査を行	調査 (80 検体)	すべて陰性	
牛飼養農家に対する飼料の適正126 件使用検査指導 (72 件)指導農家 1 戸	い飼料と動物用医薬品の適正使用の	畜産物中の抗生物質残留検査	30 検体	
使用検査指導(72件) 指導農家1戸	徹底を図ります。	(30 検体)	すべて陰性	
		牛飼養農家に対する飼料の適正	126件	
411111111111111111111111111111111111111		使用検査指導 (72件)	指導農家1戸	
		飼料、動物医薬品等の販売、製造業	149件	
者に対する立入検査等 (121件) 許可証不掲示等の不適あり				
畜産物由来の薬剤耐性菌発現状況を 肥育牛、肥育豚、採卵鶏、ブロイラ 調査件数 24 検体(33 株)				
調査分析し、獣医師等に情報提供する   一分離大腸菌の薬剤耐性調査   検査分析中			, ,	
ことにより、抗菌剤の適正使用を推進 (24 検体)				
します。	します。	·,		
		水産医薬品適正使用指導等会議	2回開催	
医薬品の適正使用講習会の開催や、衛 (2回) (参加者計 41 名)				
生管理技術の向上を図るための巡回   養殖衛生指導(対象77経営体)   指導経営体数 70回				
指導等を実施します。			THE TOTAL TO EL	

## (2)推進目標と実績

指標名	年 度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
  農薬管理指導士、ゴルフ場	農薬演正体田		2,050	2,100	2,150
大衆自生日寺工、コルノ場	(人)	1,981	2,144	2,212	
			(達成)	(達成)	-

## (3)推進方針等

牛飼養農家に対する飼料の適正使用に関する指導について、平成19年度も同様に実施します。

## アクション 1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発

## 1-2 環境保全型農業の推進及び特別財活農産物の生産拡大

## (1)事業・取組の実施状況等

東娄, 现织の内容	平成18年度実施状況			
事業・取組の内容	事業計画	実績		
病害虫の発生状況等を考慮して、各種	環境にやさしい総合防除マニュアル	マニュアル 55,000部		
の防除技術を適切に組み合わせ、農薬	(水稲版)の作成、配布	水稲生産者、関係機関・団体等に配布		
の使用を最小限に抑えるIPM(総合	現地実証の実施(いちご、なし)	各2地区		
的病害虫管理)を推進します。		いちご (河内、下都賀)		
		なし (上都賀、芳賀)		
「とちぎの特別栽培農産物(リンク・	農産物の生産履歴情報の公開	公開者 55名(33%)		
ティ)」として認証された農産物の生	(100%)			
産履歴情報の公開や残留農薬検査を	   残留農薬検査の実施	23 検体(9作目)		
実施し、認証表示制度の信頼性を高め	(認証農産物の1割程度)	全て不検出		
るよう努めます。		*		
試験研究機関において減農薬・減化学	なし効率的防除体系モデルの実証 	なし農薬散布回数を17回から11回		
肥料による栽培体系を確立し、とちぎの特別栽培農産物認証・表示制度に取		に削減		
り組む農業者及び品目・栽培面積の拡	認証農産物の継続的な供給拡大	リンク・ティに取り組む		
大により、認証農産物の継続的な供給		農業者数 177名		
拡大を図ります。		栽培面積 387ha		
		品目数 11 品目		
各種イベント等において、県やエコフ	エコファーマー認定数 (6,000 人)	6,570人		
アーマー等の取組を紹介し、消費者の 理解促進を図ります。	各種イベントでの広報活動	県民の日、農業試験場公開デー、ふ		
	(3回、パンフレット配布)	るさと栃木フェア		
	エコファーマー認定促進リーフレ	リーフレット 30,000部		
	ット及びポスターの作成配布	ポスター 100 部		
		各市町村、関係団体等に配布		
	環境にやさしい米作り推進講演会	11 月開催 (210 名)		
	(1回)			

## (2)推進目標と実績

- / JECH IN C/CIN					
指標名	年 度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
			5,500	6,000	6,500
エコファーマー認定数	(人)	4,928	5,895	6,570	***************************************
			(達成)	(達成)	-

## (3)推進方針等

新たにマニュアルを策定すること等によりIPMの推進を図ります。

リンク・ティに取り組む農業者全員が生産履歴情報を公開できるよう支援します。

他施策 ( 農地・水・環境保全向上対策等 ) との連携により、リンク・ティの取り組み拡大に努めます。

## アクション 1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発

#### 1-3 食品営業施設における自主衛生管理の推進

## (1)事業・取組の実施状況等

事業・取組の内容	平成18年度実施状況				
事未	事業計画	実績			
食品衛生責任者に対し、協会が主催す	平成18年度受講対象の食品衛生	受講者 4,694人			
る再教育講習会の受講を促し、食品衛	責任者に対し再教育講習を実施				
生に係る最新の知識等自主衛生管理	(対象者約7,200人、目標5,400人)				
に必要な事項の習得を図ります。					
食品営業施設における使用原材料に	平成18年度食品衛生監視指導計	食品等事業者の記録の作成及び保			
係る記録の作成、保存を指導します。	画に基づき重点監視事項として実	存に係る指針(ガイドライン)に基			
	施する	づき記録の作成・保存を指導			
食品衛生推進員及び食品衛生指導員	食品衛生指導員による巡回指導				
による食品等事業者に対する助言、巡	(指導件数 15,000件)	指導件数 14,695件			
回指導等の自主活動を支援します。	(食品衛生指導員研修会 2回)	2回(計55名)			
	食品衛生推進員制度を活用した				
	食品衛生推進事業				
	(食品衛生推進会議 1回)	6月開催(27名)			
	(食品衛生推進員研修会 1回)	12月開催(26名)			
	(自主衛生管理チェック表の作成)	3月作成(2万冊)			

### (2)推進目標と実績

年度指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食品衛生責任者再教育講習会受講者数		5,300	5,400	5,500
(人)	5,064	4,884 (概ね達成)	4,694 (概ね達成)	-

## (概ね達成又は未達成の理由)

平成 18 年 4 月 1 日から食品衛生法施行条例の改正により食品衛生責任者の再教育講習会受講が 義務化されたが、その趣旨が十分に浸透していない。

## (3)推進方針等

未受講者に対し受講通知を送付することに加え、営業許可更新申請の申請時や施設検査時等の機会を捉え、受講義務の趣旨広く周知し指導を強化します。

## アクション 1 食品関連事業者に対する食品安全知識の普及・啓発

## 1-4 産業技術センターによる食の安全に関する技術支援

## (1)事業・取組の実施状況等

方子、「ANDOO ANDOO A	平成18年度実施状況		
事業・取組の内容	事業計画	実績	
食品製造企業からの技術相談や依頼 試験、情報提供に随時対応していきま す。	依頼試験(随時)	異物検査鑑定 214件 微生物検査 9件	
食品に関するクレーム品や欠陥(異物			
混入等)に対しては、機器分析等により異物の鑑定を行い、クレーム原因を 推定するための技術情報を提供します。	技術相談 ( 随時 )	品質管理 175 件 計測・検査 224 件	
技術講習会・技術者研修会の開催により食品の安全性の確保を支援します。	技術者研修会(1回) (内容:食品の衛生及び品質管理技術) 技術講習会(1回) (内容:賞味期限設定とその周辺のこと) 客員高度技術者招へい事業(職員の 資質向上等、5回) (内容:食品異物の系統的分析技術と鑑定法、昆虫異物の分析法)	技術者研修会(6月開催2日間29企業、36名) 技術講習会(11月開催64企業、74名) 客員高度技術者招へい事業(各回関係職員等約10名)	

## (2)推進方針等

食品の安全性の確保を支援するため、平成19年度も引き続き技術者研修会等を開催します。

## アクション2 HACCP方式の導入促進

## 2-1 農畜産物の衛生管理の充実

## (1)事業・取組の実施状況等

=		平成18年度実施状況		
<b>**</b>	ま・以組の内合	事業計画	実績	
GAP実践	マニュアルを品目別に策	4品目(トマト、ほうれんそう、い	3月作成	
定し、県内原	産地への普及啓発を図りま	ちご、梨 )のG A P実践マニュアル		
す。		作成		
主要青果物	を対象とした、GAP導入	モデル産地4カ所を指定	JA足利トマト部会、栃木県開拓農	
産地を育成	します。		協ほうれんそう産地、JA宇都宮い	
			ちご部、JA塩野谷梨部会をGAP	
			導入産地として指定	
「家畜の衛	生管理ガイドライン」に基	畜産農家を対象に HACCP 方式に基	酪農家9戸に対し指導を実施	
ブいたHA	CCP方式の普及啓発、生	づく管理手法の指導を実施(9戸)		
産者の意識	向上を図ります。			
畜産農家の	飼養形態にあったマニュ	農家の検査結果に基づきマニュア	9戸においてマニュアルを作成	
アル作成を	指導します。	ル作成を指導 (9戸)		
生産過程で	の危害因子(病原体、残留	衛生管理の検証を実施する畜産農	ガイドラインに基づき危険因子を	
抗菌剤など	)を定期的に検査、分析す	家 (9戸)	黄色ブドウ球菌等に設定	
ることで衛	生管理を検証します。		9戸において衛生管理の検証を実	
			施	

#### (2)推進目標と実績

	1	1		
年 度 指 標 名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		2	4	5
GAP導入産地数(累計)	-	2 (達成)	4 ( <b>達成</b> )	-
HACCP方式の導入に取り組む畜産		43	52	61
農家数 (戸)	34	43 <b>(達成)</b>	50 (概ね達成)	-

## (概ね達成又は未達成の理由)

毎年9戸の新規取組農家が増える計画であるが、平成18年度は、7戸の新規取組農家に加え前年度実施した農家2戸に対して継続して重点指導を行ったため

## (3)推進方針等

- 3品目(ねぎ、米、麦)のGAP実践マニュアルを作成します。
- GAP推進指導者養成のための研修会を開催します。

## アクション2 HACCP方式の導入促進

## 2-2 食品自主衛生管理認識順度(とちぎハサップ)の導入の推進

#### (1)事業・取組の実施状況等

事業・取組の内容	平成18年度実施状況		
事業・採組の内台	事業計画	実績	
HACCP方式に基づく自主衛生管	栃木県食品自主衛生管理認証制度	13 業種(給食施設、菓子製造業、	
理のもとに、安全な食品の供給を継続	,	魚介類販売業、食肉販売(処理)業、	
できる一定の基準を満たした施設を	業種の拡大	食品販売業、飲食店営業(旅館)、飲	
認証する制度(「食品自主衛生管理認		食店営業(そうざい)、冷凍食品製造	
証制度」)を創設し、食品製造施設等		業、つけ物製造業、ソース類製造業、	
の衛生管理水準の向上及び安全・安心	認証基準等検討委員会(5回)	みそ製造業、缶詰又は瓶詰食品製造	
な食品供給体制の確立を目指します。		業、こんにゃく又はところてん製造	
		業)について基準を追加	
	<b>***</b>	5回(6月~3月)	
	事業者説明会(6回)	県北、県央、県南地区で各2回開催	
		(7,11月、参加者301名)	
	認証機関審査員等講習会(2回)	7,12 月開催	
	衛生管理マニュアル作成の手引き	6,11 月作成	
	の作成		
	認証事業者数 (40 施設)	認証事業者数 9施設	
安全な食品の選択基準となる情報を	認証制度PRの実施	・新聞広告 2回(2/1、2/27)	
消費者に提供し、県民の食に対する信	・新聞広告(2回)	・テレビCM 1回	
頼を確保するとともに県産品や県内	・テレビ広告 (1回)	(15 秒スポット、20 日間)	
事業者の取り扱う食品の付加価値を	(30 秒スポット、10 日間)	・県広報媒体	
高めて差別化を図り、県産品の消費を		テレビ1回、ラジオ1回、	
促進します。		メールマガジン 1 回	
		・機関紙等 2回	

#### (2)推進目標と実績

年 度 指 標 名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食品自主衛生管理認証事業者数		20	40	60
(施設)	-	0	9	
		(未達成)	(未達成)	-

#### (概ね達成又は未達成の理由)

対象業種を拡大したが、制度が未だ十分に浸透しておらず、また意欲はあるもののマニュアル作成に対する負担感などから、認証取得まで至らなかった事業者が多かったことにより認証数が目標を下回った。

## (3)推進方針等

認証制度について、食品等事業者及び消費者等に一層の周知徹底を図ります。 認証制度の拡大・充実を図るため、平成19年度は、新たに5業種(飲食店営業(レストラン)、 しょうゆ製造業、あん類製造業、納豆製造業、そうざい半製品製造業について基準を策定します。 その他必要な対策を講じ目標達成に向け努力いたします。

## アクション3 トレーサビリティシステムの導入促進

## 3 農畜産物の生産履歴の記帳及び情報公開の推進

#### (1)事業・取組の実施状況等

事業・取組の内容	平成18年	度実施状況
事業・双組の内合	事業計画	実績
生産履歴の記帳とその内容確認の徹	生產履歴記帳運動実施農協数	11 力所 (100%)
底を指導します。	(11力所)	
	標準生産基準の策定(JAグループ	7品目作成
	栃木7品目)	
生産履歴や生産基準の情報公開など	生産情報公開農業団体数(8カ所)	生産情報を公開した農協数
トレーサビリティシステムの導入を		10 力所
促進します。		
飼養管理情報提供データベースの構	飼養管理情報を公表する農家(肥育	37%
築を支援し、県産牛の飼養管理情報の	農家)割合 (40%)	(県内肥育農家 490 戸のうち情報
公表を促進します。		公表に取り組む農家 180 戸)

## (2)推進目標と実績

年度指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		6	8	11
生産情報公開農業団体数(累計)	0	5 (概ね達成)	10 <b>(達成)</b>	-
飼養管理情報を公表する肥育牛飼養		32	40	50
農家の割合 (%)	1	1 (未達成)	37 (概ね達成)	-

## (概ね達成又は未達成の理由)

公表に同意した生産者のうち、出荷実績がない生産者等がいたため。

## (3)推進方針等

消費者が農産物の生産情報を確認できるようインターネットを活用した情報公開を推進します。

肥育農家の飼養管理データの情報公開の必要性等についての理解促進に努めインターネットによる牛肉の生産履歴情報の公開を推進します。

## アクション4 生産者に対する監視指導の強化

## 4 農薬・飼料・動物用医薬品の適正使用の監視強化

### (1)事業・取組の実施状況等

_ ' '			
	   事業・取組の内容	平成18年	度実施状況
	事業・採組の八分合	事業計画	実績
	農薬販売者に対する立入検査を強化	農薬販売者、農薬使用者に対する立	農薬販売者、農薬使用者に対する立
	します。	入検査 (270件)	入検査等 317件
			違反件数 計51件
	生産現場における「家畜飼養衛生管理	「家畜衛生飼養管理基準」の遵守指	286 戸
	基準」の遵守指導を徹底します。	導 (150戸)	
	畜産農家に対し、薬剤や飼料の適正使	「動物用医薬品の適正使用」の確認	12件
	用、治療歴等の記録の有無等の確認の	調査件数 (12件)	不適 0件
	ため立入検査を実施します。	畜産物中の抗菌物質残留検査	30 検体
		(30検体)	すべて陰性
		牛飼養農家に対する飼料の適正使	126件
		用検査指導(72件)	指導農家 0件
	動物用医薬品等の販売、製造業者に対	飼料の販売、製造業者に対する立入	27件
	し、薬剤や飼料の適正表示及び品質確	検査等 (24件)	不適 1件
	認のため立入調査、収去検査等を実施	動物医薬品等の販売、製造業者等に	122件
	します。	対する立入検査等 (97件)	許可証不掲示等の不適あり
	家畜伝染病予防法に基づき、牛海綿状	BSE検査等の実施 (4,400 頭他)	BSE検査3,971頭
	脳症(BSE)をはじめとした監視伝		牛ブルセラ病検査 13,286 頭
	染病(97疾病)の定期的検査を強化し		牛結核病検査 13,287 頭
	ます。		馬伝染性貧血検査838頭 他
	人獣共通感染症のサーベイランスを	高病原性鳥インフルエンザウイルス	89戸(1戸10羽検査)及び
	強化します。	検査 (3戸×12ヶ月)	定点3戸(1戸10羽)×12ヶ月
		ウエストナイルウイルス検査	
		(夏季の蚊の採取(月1回))	4回(月1回)

## (2)推進目標と実績

年度指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
農薬販売者、農薬使用者に対する立入		240	270	300
検査数 (件)	223	313 <b>(達成)</b>	317 <b>(達成)</b>	-
動物用医薬品、飼料に関する指導・		235	235	235
検査数 (件)	220	242 <b>(達成)</b>	317 <b>(達成)</b>	_

## (3)推進方針等

違反のあった農薬販売業者等に対し、再度立入検査を実施する等、農薬の適正な販売等の徹底を 図ります。

## アクション 5 食品営業者等に対する監視指導の強化

## 5-1 食品営業施設等に対する監視指導の強化

#### (1)事業・取組の実施状況等

	平成 1 8 年度実施状況			
事業・取組の内容	, , , ,			
2->/ -\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	事業計画	実績		
食品等事業者に対して、原材料の仕入	平成 18 年度食品衛生監視指導計画	監視指導件数 14,413件(99%)		
れ、保管に関する記録等を実施するよ	に基づき実施	記録の作成及び保存に係る指針に		
う指導します。	(全体)	基づき監視指導を実施		
「大量調理施設衛生管理マニュアル」	(監視件数 14,568 件、100%)			
及び「学校給食衛生管理の基準」に基		給食施設 402 施設等に対しマニュ		
づいた監視指導の強化を図ります。		アルに基づき監視指導を実施		
特定給食施設等の栄養管理状況を把	「栃木県特定給食施設等指導要綱」	指導実施率 89%		
握し、適正に実施されていない施設に	に基づく特定給食施設に対する			
対して相談・指導事業を実施します。	指導(722施設、指導実施率100%)			
学校給食施設に対して、ドライシステ	ドライシステム化の推進	ドライシステム数		
ム化とドライ運用の推進を指導しま		129 調理場 ( 39.4% )		
<del>す</del> 。	学校栄養職員研修会(1回)	6月開催(183名)		
	県立学校給食従事員研修会(1回)	8月開催(93名)		
	給食施設実地指導	県立学校給食施設3校、市町村立学		
		校給食施設3校、給食センター4施		
		設を実施		
食品衛生法の違反事例、食品の試験検	夏期一斉監視実施結果の公表	11 月公表		
査結果、食品営業施設の監視結果等に	年末一斉監視実施結果の公表	2月公表		
ついて、県ホームページ等による情報	食品衛生法違反に対する行政処分	14件(食品衛生法第6条)		
提供を行います。	等の公表 (随時)	2件(食品衛生法第11条第2項)		
	平成 18 年度栃木県食品衛生監視指	別途公表する「平成 18 年度栃木県		
	導計画実施結果の公表	食品衛生監視指導計画実施結果」の		
	(平成19年6月末)	とおり		

## (2)推進目標と実績

7 TH-H-1101 - F 4174					
指標名	年 度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
			100	100	100
施設監視達成率	(%)	-	92 (概ね達成)	99 (概ね達成)	-

## (概ね達成又は未達成の理由)

1 1月から 1月にかけてノロウイルスによる食中毒が多発し、食中毒調査に時間を要してしまい、本来行うべき施設監視を十分に行うことが出来なかったため。

## (3)推進方針等

昨年度ノロウイルスによる食中毒、感染症が流行したことから、ノロウイルスに対する知識、予防対策の普及啓発を図っていきます。

特定給食施設等に対する栄養管理指導について、平成19年度に各広域健康福祉センターにおいて指導計画を作成し、個別・集団指導による効果的な指導を実施します。

## アクション 5 食品営業者等に対する監視指導の強化

## 5-2 食品等の検査及び検査体制の充実

## (1)事業・取組の実施状況等

市米 即400中京	平成18年度実施状況		
事業・取組の内容	事業計画	実績	
食品、食品添加物等の収去検査実施計	食品等の規格・基準検査	3,242件	
画は、これまでに本県が実施した検査	(3,224 検体)	違反数 18件	
状況や最新の情報を考慮して策定し	有害物質(汚染物質)モニタリング	364件	
ます。	検査 (377 検体)	違反数 0件	
農産物の残留農薬検査、アレルギー物	食品残留農薬検査数 (65 検体)	72 件	
質含有食品等の検査を実施します。		違反数 0件	
	アレルギー食品検査数 (20 検体)	18件	
		違反数 0件	
無承認無許可医薬品が販売されるこ	強壮・強精など男性機能回復を暗示	28 件	
とがないように、健康食品の買い上げ	している製品、痩身効果を暗示して	不適 1件	
調査を実施します。	いる製品 (35 検体)		
信頼性の高い検査を迅速に行うため、食	外部精度管理の実施 (114検体)	114 件	
品衛生検査施設の精度管理を徹底しま		不適 3件	
す。	内部精度管理の実施	微生物学的検査 212 回	
		理化学的検査 133回	
	内部点検の実施 (9施設各1回)	9回	
		指摘事項はすべて改善済	
新たな規格基準やより精密な検査などに	食品添加物の検査、アレルギー物質	・振とう機(新規)	
対応するため、検査機器を整備し、検査	含有食品の検査等を実施するため、	・分光光度計 (更新)等を整備	
体制の充実を図ります。	検査機器を整備する		

## (2)推進目標と実績

	年 度	基準年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
指標名		(平成15年度)	十八八十支	一九九四十支	十八八八十一支
		50	60	70	70
食品残留農薬検査数	(件)		69 (達成)	72 <b>(達成)</b>	_
			10	20	20
アレルギー食品検査数	(件)	0	10 <b>(達成)</b>	18 (概ね達成)	_

## (概ね達成又は未達成の理由)

対象となる施設の都合により、一部検体を採取できず、また、実施時期が年度末であったため再度計画を立て直し実施する時間がとれなかったため。

## (3)推進方針等

食品残留農薬検査について、検査項目及び検査件数の増大を図っていきます。

## アクション 6 食品表示の適正化の推進

## 6 食品表示の監視指導の強化

### (1)事業・取組の実施状況等

   事業・取組の内容	平成18年	度実施状況		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事業計画	実績		
「食品表示適正化強化期間」を定め、	8,12 月を栃木県食品表示適正化強	実施回数 15回		
関係各部局が合同で食品販売業者等	化月間と定め、国、県及び宇都宮市	調査店舗数 49店舗		
に対する監視指導を実施します。	が合同で食品表示の監視指導を実	指導実施店舗数 48店舗		
	施 (15回)	調査結果をホームページで公表		
食品販売業者等に対し、関係法令によ	食品販売業者等に対するJAS法	開催回数 7回		
る食品表示研修会の充実を図ります。	に係る食品表示研修会の開催	対象者 販売業者、農産物直売所職		
		員、精肉業者、食品衛生責任者講		
		習会講師等(計542名)		
遺伝子組換え食品、アレルギー物質含	平成 18 年度食品衛生監視指導計画	検査件数 15,407件		
有食品等の表示の監視指導を強化し	に基づき表示に係る重点監視事項	違反件数 894件		
ます。	として実施	(遺伝子組換え食品、アレルギー		
		物質含有食品関係 10件)		
消費者が健康食品を医薬品と誤認す	新聞の折り込み広告、雑誌(2誌)	広告違反件数 7件		
ることを防止するため、販売広告等の	の広告監視			
監視指導を実施します。	薬局等医薬品販売施設における健	監視施設数 604 施設		
	康食品及び広告等の監視	虚偽誇大広告の違反なし		
食品として販売される物で、健康の保	健康増進法第32条の2に基づく指	指導実施件数 11件		
持増進効果等に関する虚偽誇大広告	導の実施 (随時)			
を行う者に対し、適正な広告等を行う	指導事例集の作成	4 半期毎に報告書を取りまとめ指		
ように指導します。		導事例集を作成		
「食品表示110番」の設置や、消費	「食品表示110番」相談事業	受付件数 227件		
者に「食品表示ウォッチャー」を委嘱		現地調査数 2件		
し、食品表示の適正化に向けた監視活		調査店舗数(延べ) 1,673店舗		
動を実施します。	視活動	報告に基づく指導店舗数(実数)		
		60 店舗		

## (2)推進目標と実績

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	j		6	12	18
食品表示合同監視実施数	(回)	-	8 (達成)	15 (達成)	-

## (3)推進方針等

販売業者等に対し、JAS法に係る表示事項の適正化を図るため、監視指導等の強化を図っていきます。

## アクション7 食品の安全性に関する調査・研究の推進

## 7-1 地域特産作物に係る農薬の効果及び残留性の研究

## (1)事業・取組の実施状況等

事業・取組の内容	平成18年度実施状況		
事業・収組の内合	事業計画	実績	
登録農薬が少ない地域特産作物(う	地域特産作物(うど)の農薬登録に	地域特産作物の農薬登録に必要な	
ど、にら、春菊など)の安全かつ安定	必要な試験の実施(2農薬)	試験の実施状況	
的な生産を図るため、農薬登録に必要		・うど 2農薬	
な試験(薬効や残留性等)を実施しま		( ፲トフェンプ ロックス )	
す。			

## 7-2 家畜伝染病の迅速診断法の開発・飼養技術の研究

## (1)事業・取組の実施状況等

_ ' '						
	   事業・取組の内容	平成18年	度実施状況			
	事未" 取組0万円台	事業計画	実績			
	牛のヨーネ病に対する迅速診断法を	牛ヨーネ病の迅速診断技術開発の	84 検体について迅速診断法の精度			
	開発するための調査を実施します。	ために、発生農場等から得た糞便材	確認を実施した。			
		料を用い検査を実施する(30検体)				
	作物、土壌に配慮した家畜ふん堆肥の	家畜ふん堆肥を安心して使っても	調査研究の成果をふまえ、家畜ふん			
	生産技術を確立するための調査研究	らえるための課題とその対策につ	堆肥の生産及び施用技術について			
	を実施します。	いての調査研究を実施する	の普及啓発を行った			
	抗菌剤の使用をできるだけ抑えた家 畜の飼養管理法に関する研究を実施 します。	黒毛和種において、親牛に対しビタ ミン C を給与することで、母乳の乳 質低下を防ぐとともに、母乳を介し た子牛へのビタミン C 移行により 子牛の免疫力・抵抗力向上を図る	分娩前後における血中(母牛・子牛)と乳中(母牛)のビタミンC濃度を調査するとともに、子牛の健康状態を調査した。			
		プロバイオティクス等を飼料として活用し、抗生物質に頼らない豚の飼養管理技術を確立する	分娩後の母豚に茶がら発酵飼料を 給与すると母乳にカテキン類が移 行し、子豚の増体が良くなる傾向が 認められた。また、このカテキン類 が疾病予防に有効であることが示 唆された。			

## 7-3 魚病被害の軽減化技術の研究

## (1)事業・取組の実施状況等

事業・取組の内容	平成18年度実施状況		
サ来・収組の内合	事業計画	実績	
「防疫」「予防」の観点から免疫賦活	ニジマスに免疫賦活剤を投与し、高	アスコルビン酸の高濃度投与には、	
剤を含む飼料の投与による魚病に対	水温ストレス条件下での生存率向	ストレスを受けたニジマスの生存	
する抵抗性について試験を実施しま	上効果を調査する	率を向上される効果が確認された。	
す。			

## 7-4 残留農薬の一斉分析法の研究

## (1)事業・取組の実施状況等

事業・取組の内容	平成18年度実施状況		
事業・取組の内合 	事業計画実績		
残留農薬検査の迅速化を図るため、一	研究計画書「農産物の残留農薬分析 4品目の農産物(なし、いちご、に		
斉分析法の改良について調査研究を	項目についての検討」に基づき調査   ら、グレープフルーツ)について添		
実施します。	研究を実施する 加回収試験を実施した。平成 19 年		
	H17 GC/MS 測定条件の確立 年度導入予定分析機器による検査		
	H18 添加回収試験 に円滑に移行する準備を進めた。		
	H19 実サンプル測定、まとめ		

## 7-5 食中毒菌等の遺伝子解析法等の研究

## (1)事業・取組の実施状況等

事業・取組の内容事業計画実績食中毒の原因究明手段として、各種細菌・ウイルスについてリアルタイ 体界で検出されたノロ菌・ウイルスを対象に遺伝子解析の調査な研究を実施します。ムPCR法を導入するための調査はことが解析の調査はことが解析の調査を実施します。	平成18年度実施状況			
菌・ウイルスを対象に遺伝子解析の調 ムPCR法を導入するための調査 ほとんどはG2Type4で	実績			
	ウイルスの			
査研究を実施します。 研究を実施する ローンであることが解析	で、同一のク			
	折された			
食品中のノロウイルス検出方法確立 ノロウイルスの検査方法確立のた 患者便から検出された のための調査研究を実施します。 め、カキ及びその他の食品について おら検出されたノロウィ 伝子配列が一致し、漬物 ることが判明した	われた漬物 イルスは、遺			

## (2)推進目標と実績

年 度 指 標 名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
指標名	(千成13千段)			
県が試験を実施する地域特産作物に係		4	6	8
る農薬数(累計)	2	4	6	
る辰栄奴(系訂)		•	O	_
		(達成)	(達成)	
		60	60	100
残留農薬一斉分析項目数	60	60	60	
		(達成)	(達成)	-

## (3)推進方針等

(家畜伝染病の迅速診断法の開発・飼養技術の研究)

今後は、抗生物質の使用を抑えた家畜の飼養管理法を確立します。

## (食中毒菌等の遺伝子解析法等の研究)

遺伝子の塩基配列まで判明できるシークエンス法による遺伝子解析の調査を実施します。

## アクション8 消費者に対する食に関する知識の普及・啓発

## 8-1 食品の安全性に関する知識の普及・啓発

## (1)事業・取組の実施状況等

事業・取組の内容	平成18年度実施状況		
事業・双組の内合	事業計画	実 績	
消費者に対して食品の安全性に関する知識、情報を提供するため、消費者を対象とした講習会等を積極的に開催します。また、アンケート調査を実施し、参加者の理解度を把握します。	健康福祉センター食品安全講習会	35 回(1,949 人)	
消費者団体等が開催する食品の安全 に関する学習会等に関係職員を派遣 するなど積極的に学習を支援します。	消費者団体等による食品の安全に 関する学習会等への関係職員の派遣	15 回(809人)	
食の安全をテーマにした県政出前講 座の充実を図るなど、利用しやすく、	79『県産農産物の安全・安心対策』 80『食品の表示制度』	1回(19人) 1回(68人)	
分かりやすい情報の提供に努めます。	124『食の「安全」と「安心」』	3回(264人)	
給食サービス事業を行っているNP 〇等に対して、食の安全に関する情報 提供を実施します。	社会福祉協議会等講習会	9回(475人)	

## (2)推進目標と実績

指標名	年 度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
			30	35	40
食品安全講習会等実施数	(回)	25	54	64	
			(達成)	(達成)	-

## (3)推進方針等

受講者等の知識の向上にあわせた幅広い情報の提供を行える体制作りを進めます。 知識の普及・啓発に併せて参加者との意見交換を実施し、リスクコミュニケーションを推進します。

## アクション8 消費者に対する食に関する知識の普及・啓発

## 8-2 食品の安全性に関する広報活動の推進

## (1)事業・取組の実施状況等

 )事業・取組の実施収定等					
事業・取組の内容	平成18年				
구조 기시네이기다	事業計画	実績			
県のホームページや広報誌をはじめ、	食の安全の知識、時事の話題に対す	テレビ / ラジオ			
テレビ・ラジオなど各種の広報媒体	る情報提供	・「こちら とちぎ調査隊」			
を、その特性に合わせて活用し、迅速		(とちぎテレビ : 30 分) 1 回			
でわかりやすい情報の提供に努めま		・「県政スクランブル」			
す。		(栃木放送:10分)1回			
-		・「ゆうがたフレンズ」			
		(栃木放送:10分)1回			
		インターネット			
		・食品安全ホームページ			
		アクセス数平成 18 年度平均			
		16,543 セッション / 月			
	   食中毒予防	テレビ/ラジオ			
		・「県政ひとくちメモ」			
		(とちぎテレビ:5分)1回			
		・「県政スクランブル」			
		(栃木放送:10分)2回			
		・「とちぎサテライト情報局」			
		(NHK-FM:10分)1回			
		業界団体等機関紙 1回			
		街頭展示・イベント 3回			
	食品表示	テレビノラジオ			
		・「こちら とちぎ調査隊」			
		(とちぎテレビ: 30 分) 1 回			
		・「県政スクランブル」			
		(栃木放送:10 分) 1 回			
		広報誌			
		・「自治とちぎ」			
		(栃木県地方自治研究会) 1回			
報道機関等への適時、適切な情報提供	県政記者クラブへの資料提供	94 回			
に努めます。	(随時)				
市町村広報誌やケーブルテレビに協	市町村広報誌への食品安全情報の	14 件			
力を依頼し、地域の状況に合った適切	掲載依頼				
な情報提供に努めます。					

## (2)推進方針等

時事の話題や消費者の興味・関心の動向にあわせた適切な情報提供に努めます。 特定の季節に発生することが多い食中毒(細菌、ウイルス、毒キノコ等)の予防に関する 計画的な広報を実施します。

## アクション8 消費者に対する食に関する知識の普及・啓発

#### 8-3 食育の推進

#### (1)事業・取組の実施状況等

事業 即200mp	平成18年度実施状況				
事業・取組の内容	事業計画	実績			
学校における食に関する指導内容の	学校栄養職員研修会(1回)	6月開催(183名)			
充実を図るため、「食に関する指導の	学校給食主任研修会(1回)	6月開催 (297名)			
手引」に基づき計画的な指導を実施し	食に関する指導年間計画の作成、ア	小学校 92%(食生活教材活用)			
ます。	レルギー個別調査等を実施してい	中学校 74% ( " )			
	る学校の割合				
地域農産物を活用した学校給食を促	学校給食における地産地消ウィー	県産農産物を3品目以上活用した			
進します。	クの設定等	学校給食を毎月促進した			
食育推進ボランティアや食生活改善	とちぎ食育推進応援団の登録	332 (個人・団体・企業)			
推進員等を活用し、消費者や児童生徒	400(個人・団体・企業)				
及び教育関係者等に対して、食の安全 に関する知識などの普及・啓発を図り	食生活改善推進員と連携した食育	宇都宮地区等9地区において実施			
ます。*1	事業の実施	実施回数 2,984 回 (計 16,543 人)			
児童生徒とその保護者をはじめとし	とちぎの食を考える集いの開催	10月開催 (480名)			
た消費者を対象とする食育に関する	(1回)				
講習会やフォーラム、イベント等を開					
催します。					

<sup>\*1</sup> 平成18年度から「食育推進ボランティア」と「食と農のサポーター」を統合し「とちぎ食育応援団」を創設

#### (2)推進目標と実績

年度指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食育推進ボランティア数 (人・団体)		200	250[400] *2	300 [500]
[とちぎ食育応援団員数]*2	-	175 (概ね達成)	[332] *2 (概ね達成)	-
		20	30[29] *3	全市町村
おやこの食育教室開催市町村数	-	27 <b>(達成)</b>	[29] *3 <b>(達成)</b>	_

<sup>\*2</sup> 平成18年度から指標をとちぎ食育応援団員数とし推進目標値(「]内に記載)を変更した

#### (概ね達成又は未達成の理由)

とちぎ食育応援団の登録開始が、「とちぎの食育元気プラン」策定 (12月26日)後で登録期間が短かったため。

#### (3)推進方針等

食育推進に関する施策についての基本的な方針である県食育推進計画(とちぎ食育元気プラン) に基づき、関係部局の連携を強化しながら、食育を総合的に推進します。

食育を推進するため、推進体制を整備するとともに、とちぎ食育応援団を中心としたボランティアを増やします。

食生活改善推進員と連携した食育を推進するため、各地区でテーマを設定し、食育活動を強化していきます。

<sup>\*3</sup> 合併により、組織のある市町数が29となり、そのすべてで実施した

## アクション9 食品関連事業者と消費者との相互理解の推進

## 9-1 生産者と消費者の相互理解の推進

## (1)事業・取組の実施状況等

	亚成18年	平成18年度実施状況				
事業・取組の内容						
5	事業計画	実績				
農産物や農業体験等に関する情報に	ホームページによる情報提供					
ついて、ホームページや各種広報媒体	とちぎの食べごろ情報 1回	1回実施				
を利用した情報発信を行います。	各種イベント情報 6回	6回実施				
	県広報媒体による情報提供					
	(テレビ 2回)	2回実施				
	(ラジオ 4回)	4回実施				
消費者へのアンケート等を実施し、調	アンケート調査の実施 (1回)	アンケート調査を1回実施し、結果				
査結果について生産者側へ情報提供	(食と農の理解促進カレッジ終了	を関係機関、生産者に提供				
を行います。	時に実施)					
食や農に興味を持つ消費者を対象と	食と農の理解促進カレッジ					
した研修や、生産者との交流会を開催	(21回)	21 回開催(計772名)				
します。	農業大学校消費者講座 (22回)	22 回開催(計580名)				

## (2)推進目標と実績

年度指標名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
食と農のサポーターの登録者数 (人)		1,000	1,000[400] *1	1,000[500]
[とちぎ食育応援団員数](再掲)*1	902	1,025	[332] *1	
		(達成)	(概ね達成)	•

<sup>\*1</sup> 平成18年度から指標をとちぎ食育応援団員数とし推進目標値([]内に記載)を変更した

## (3)推進方針等

農産物に関する情報である「とちぎ食べごろ旬情報」を毎月提供する他、農業体験や各種イベントの情報発信を積極的に行います。

## アクション9 食品関連事業者と消費者との相互理解の推進

#### 9-2 地産地消運動の推進

### (1) 事業・取組の実施状況等

( '				
	東米・町組の中容	平成18年	度実施状況	
	事業・取組の内容	事業計画	実績	
	とちぎ地産地消の日等においてPR	とちぎ地産地消の日の新聞広報	年6回掲載	
	を行い、県民の意識高揚を図ります。	(年6回)		
		地産地消番組の放映 (7回)	年7回(5分番組とCM放映)	
	地産地消の集いや地域農産物を活用 した料理研修会を開催します。	地産地消の関連イベント(2回)	とちぎの食を考える集い 10月(480名) 食と農を考えるフォーラム2007 3月(400名)	
		地域農産物を活用した料理研修会   (12回)	12 回開催 (計 553 名)	
	学校給食への地域農産物の活用促進 に向けて、学校給食関係者、農協、生 産者等との検討会を開催します。	各市町における学校・給食・農業関係者による県産農産物の導入促進に係る検討会(全33市町取組)	全33市町取組	
	とちぎの食材提供店について、ホームページやパンフレットを活用したPRを実施するとともに食材提供店から消費者への食と農に関する情報提供を実施します。*1	提供店のホームページへの掲載 推進店の認定 推進店のホームページへの掲載 新聞広告紙への掲載	471 店舗 39 店舗を認定 39 店舗 3 月作成、全戸配布	

<sup>\*1</sup> 平成 1 8 年度から地産地消の取組を積極的に推進する、「とちぎの地産地消推進店」を認定しホームページ等で推進店や県産農産物に関する情報を消費者に提供

### (2)推進方針等

「とちぎ地産地消推進方針(第 期)」に基づき、地産地消の取組を推進します。 地域の主体的な取組を推進するため、地域における地産地消方針の策定及びそれに基づく取組を 支援します。

学校給食における地産地消ウィークの設定などにより、地域農産物の利用拡大を推進します。 県産農産物を利用した料理等を提供する店舗及び地元農産物コーナー等を設置する店舗等を「と ちぎの地産地消推進店」として認定し、消費者へ推進店や県産農産物に関する情報提供を行います。

## アクション 10 県民の意見を施策に反映させる取組の推進

## 10-1 タウンミーティング等の開催の推進

### (1)事業・取組の実施状況等

( '			
	事業・取組の内容	平成18年	度実施状況
	争乗・収組の内谷	事業計画	実績
	広く県民を対象とした「とちぎ食品安	とちぎ食品安全フォーラム(1回)	12 月開催 (183 人)
	全フォーラム」等をはじめとするタウ		アンケート回収 108 件
	ンミーティングを各地域において開		
	催します。また、参加者等に対してア	   地域意見交換会 ( 3 回 )	3 回開催(計 281 人)
	ンケート調査を実施し、食の安全・安	10以总兄父授云(3四)	3四州催(計201人)
	心に対する意見や要望等を把握しま		
	す。		
			食品の安全性に関する
			地域の指導者育成講座
			(共催:宇都宮市、食品安全委員会、
			(独)農林水産消費技術心外本部)
			1/12 開催 参加 53 名
	栃木県食品安全推進懇話会を定期的	栃木県食品安全推進懇話会(3回)	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確
	に開催し、食品の生産から消費に至る		保に関する条例に基づくとちぎ食の
	関係者の相互理解や意見と情報を交		安全・安心推進会議への移行のため
	換することにより、食品安全行政の総		廃止
	合的かつ効果的な推進に努めます。		推進会議2月開催

#### (2)推進目標と実績

年 度指 標 名	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		4	4	5
タウンミーティングの開催数 (回)	-	4 (達成)	4 (達成)	_

## (3)推進方針等

参加者層を拡大しより幅広くリスクコミュニケーションを実施するとともに意見交換を活性化するため、県内各地域に意見交換会等を運営できるリスクコミュニケーターを育成するなどの体制づくりを進めます。

## アクション 10 県民の意見を施策に反映させる取組の推進

## 10-2 消費者相談体制の充実

## (1)事業・取組の実施状況等

車班。	取組の内容	平成18年	度実施状況
尹未・	TAME V J Y J Y J Y J Y J Y J Y J Y J Y J Y J	事業計画	実績
「食品の安全・	安心に関する総合窓	「くらしに役立つ食品表示ハンド	3月配布 (180部)
口」及び各関係植	<b>幾関に寄せられる県民</b>	ブック」(全国食品安全自治ネット	
からの相談に対	して、県民がどの機関	ワーク版、平成 19 年 3 月第 2 版作	
に相談しても一	-元的な対応ができる	成)を健康福祉センター、農業振興	
よう関係機関が	で連携して迅速でわか	事務所及び林務事務所の担当職員	
りやすい回答を	行えるようにします。	に配布し共通理解を図る	
		所管外の法令に係る表示等の相	事業者による食品表示等の相談
		談・指導	8件
		(他課等に照会又は調査等をする)	
		もの、随時)	
		大規模に食品の安全性に関する不	いちごの残留農薬問題に関する
		安を発生させるおそれがある事件	相談
		等に対応した消費者相談の実施	電話 90 件
県のホームペー	 ·ジや各種イベント等	県民の日イベント会場での食品安	
において相談窓	口を開設し、消費者等	全相談窓口の設置等(1回)	相談件数 7件
からの相談や情報	報提供に対応します。		食品安全関連パンルット等の配布
			毒キノコ模型の展示
			ATP テスターによる手洗い指導
		電子メールによる食品の安全に関	相談 3件
		する相談 (随時)	

## (2)推進方針等

相談に対し迅速でわかりやすい回答を行えるよう、担当者の広範な知識の習得を進めます。

## アクション 11 消費者と行政が一体となった取組の推進

## 11-1 食品表示ウォッチャーによるモニタリング活動の推進

## (1)事業・取組の実施状況等

事業・取組の内容	平成18年度実施状況		
争未,	事業計画	実績	
消費者、食品事業者、食品表示ウォッ	食品表示ウォッチャー委嘱者数	110 名を委嘱	
チャー等に対する食品表示に関する	(110名)		
研修の充実を図り、食品表示制度につ	食品表示ウォッチャーに係る研修	2回開催(計157名)	
いて理解促進と表示の適正化を促進	会		
します。	県ウォッチャー研修会 (2回)	6月開催(82名)	
		11 月開催 (76 名)	
	事業者等に対する食品表示講習会	食品製造及び販売業者等(1回)	
	(随時)	8月開催 (233名)	
		農産物直売所等(8回)	
		6~3月開催(417名)	
		食肉事業者(4回)	
		7~8月開催(174名)	

## (2)推進目標と実績

年度		基準年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
指標名	(	(平成16年度)	173,17 175	173,10 175	113,117   132
			110	110	110
食品表示ウォッチャー委嘱者数 (	(人)	110	109	110	
			(概ね達成)	(達成)	-

## (3)推進方針等

食品表示の適正化を促進するため、消費者、事業者に対する食品表示制度の普及啓発を図ります。

## アクション 11 消費者と行政が一体となった取組の推進

## 11-2 健康づくりの推進

## (1)事業・取組の実施状況等

東米 . 町4400中交	平成18年度実施状況			
事業・取組の内容	事業計画	実績		
食生活改善推進員に対し、食の安全に	食生活改善推進員リーダー研修会	8回実施(計430名)		
関する研修会を行います。	(5回)			
外食利用者の健康づくりや生活習慣 病予防を図るため、外食産業従事者と 食生活改善推進員の健康づくり交流 会を開催します。	健康づくり交流会 (10回)	10 回実施 (計742 名)		
食環境づくりを推進している飲食店を「とちぎ健康21協力店」とし、健康づくりのための食環境整備を推進します。	とちぎ健康21協力店(200店舗)	665 店舗		

## (2)推進目標と実績

指標名	年度	基準年度 (平成15年度)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		5	5	10	15
健康づくり交流会開催数	(回)	-	5 (達成)	10 (達成)	-
とちぎ健康 2 1 協力店舗数			160	200	240
		102	161 (達成)	665 (達成)	_

## (3)推進方針等

食生活改善推進員の資質向上のための研修を実施します。 健康づくり交流会、とちぎ健康21協力店の拡大を図ります。

#### 2 危害情報の申出

条例第17条第1項において、「県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある 食品に関する情報を入手した場合は、県に対し適切な対応をするよう申し出ができる」 と定めており県に寄せられた危害情報は、次のとおりです。

			文	t "	芯	
	件数	行政	行政	指導	事実	その他
情報の種別		処分	指導	依頼	確認	
					不能	
食中毒に関する情報	3	3				
腐敗・変敗、異物混入、						
表示、容器包装、有症	4 9		2 7	8	9	5
苦情等の不良食品に						
関する情報						
生産、製造、加工、流						
通、販売の各段階にお						
ける食品及び生産設						
備等の取り扱いに関						
する情報						
計	5 2	3	2 7	8	9	5

集計期間:条例が施行された平成18年10月1日から平成19年3月31日まで

#### 3 施策の提案

条例第19条第1項において「県内に住所を有する者、県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、県に対し、食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る県の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善の措置を講ずるよう提案をすることができる」と定めておりますが、条例が施行された平成18年10月1日から、平成19年3月31日までに県に提案された施策はありませんでした。

#### 4 とちぎ食の安全・安心推進会議の開催

条例第20条第1項に基づき「この条例によりその権限に属することとされた事項を行わせるため」設置された「とちぎ食の安全・安心推進会議」の開催は次のとおりです。

開催日:平成19年2月16日(金)

場 所:栃木県公館

議 題:食の安全・安心の取組について

食の安全・安心の確保に関する基本計画の策定について

委員:名簿のとおり

## とちぎ食の安全・安心推進会議 委員名簿

(平成19年8月1日現在)

	(平成19年8月1日現在)
氏名 ————	所属
石井 晴夫	東洋大学経営学部教授
りまった 今 克枝	(有)那須高原今牧場 取締役専務
カカヤま ゆたか 大山 寛	下野農業協同組合 理事
まがわ ようこ 小川 擁子	栃木県食生活改善推進団体連絡協議会 会長
まのぐち かつみ 小野口 勝巳	栃木県生活衛生同業組合協議会 専務理事
まんだ よしこ 恩田 淑子	(社)栃木県栄養士会 会長
かきぬま のりひろ 柿沼 範洋	公募
(3 うち かずぉ 黒内 和男	(株)下野新聞社 取締役主筆
小久保 彌太郎	(社)日本食品衛生協会 技術参与
そうとめ ゆきひこ 五月女 裕久彦	県議会議員
たかはし かつやす 高橋 勝泰	栃木県農業協同組合中央会 専務理事
たかはし てるあき <b>髙橋 昭明</b>	(社)栃木県食品産業協会 会長
たけうち あきこ 竹内 明子	栃木県生活協同組合連合会 会長
<sub>てづか</sub> よしひさ 手塚 <b>佳久</b>	フタバ食品(株)マーケッティング 総括部 企画担当部長代理
<sup>とみなが</sup> 富永 クミ子	公募
まがお よしかず 長尾 慶和	宇都宮大学農学部附属農場 准教授 (家畜繁殖生理学研究室)
中村 次郎	(社)栃木県食品衛生協会 会長
<sup>なかむら よしかず</sup> 中村 好一	自治医科大学(公衆衛生) 教授
ありきわ ひでま 藤沢 秀雄	栃木県ス-パ-マ -ケット協会 監事
山岡 美和子	栃木県市町村消費者団体連絡協議会 会長
	(五十音順)

(五十音順)

#### 用語解説

#### **【あ】**

#### ΙPΜ

IPM(Integrated Pest Management:総合的病害虫·雑草管理)

総合的病害虫・雑草管理とは、抵抗性品種の導入等により病害虫の発生しにくい環境を整備するとともに、 発生予察情報の活用等により病害虫等の発生状況を把握し、各種の防除手段を組み合わせて適切、かつ効果的・効率的な防除を実施することを通じ、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、 その低いレベルを維持させるための総合的な病害虫等の管理手法です。

#### アレルギー物質含有食品

食物の摂取により、発疹等の症状が出現する「食物アレルギー」の原因となる物質を含む食品のことをいいます。近年、この食物アレルギーによる健康被害が多く見られるため、平成14年4月からアレルギー物質を含む食品の表示が義務づけられました。現在は「卵、乳、小麦、そば、落花生」の5品目が特定原材料として表示を義務付けられ、「あわび、いか、いくら等」の20品目を特定原材料に準ずるものとして表示が奨励されています。

#### [[1]

#### 遺伝子組換え

ある生物から有用な性質をもつ遺伝子を取り出し種を越えた、植物等の生物に組み込むことをいい、生産量の向上や病気・害虫に強い品種改良などが期待できます。平成13年4月から遺伝子組換え食品の安全性審査が義務化され、安全性が審査されたものについては、表示が義務化されています。

#### 【う】

#### 牛のヨーネ病

家畜伝染病に指定されている慢性的な下痢を呈する細菌性疾病です。

牛のヨーネ病は、症状を示さず原因菌(ヨーネ菌)を排出する期間が長く感染が拡大してしまうため、早期診断方法の開発が望まれています。

#### 【え】

#### エコファーマー

たい肥等有機質資材を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式計画を 知事から認定された農業者の愛称です。

#### NPO

民間非営利組織。広義では公益法人や協同組合などの互助的団体も含まれますが、一般には、ボランティア団体をはじめとした社会貢献活動を主として行う団体や特定非営利活動法人を指すことが多くなっています。

#### 【お】

#### おやこの食育教室

食事の楽しさ、バランスのよい食べ方、食事のマナーなど 適切な食習慣を身につけることを目的に、保育園児、幼稚園児、小学生を対象に、食生活改善推進員が開催する料理教室です。

#### 【か】

#### 家畜飼養衛生管理基準

生産段階における食品の安全性の確保を図る観点から、家畜伝染病予防法の中で、家畜の飼養に係る日常の衛生管理の方法に関し、家畜(牛、豚、鶏)の所有者が守るべき基準として定められています。

具体的には、人や車両、野生動物、家畜の移動等により伝染病の病原体が飼養環境に侵入することを防止するとともに、家畜の適正な飼養管理と健康管理に努め、伝染病のまん延防止を図るための基準が10項目規定されています。

#### 家畜の衛生管理ガイドライン

農林水産省が、畜産物の安全性の確保のため、生産段階におけるHACCP方式の確立を目指し、採卵鶏・ プロイラー・豚・肉用牛・乳用牛の5畜種ごとに定めた衛生管理のガイドラインです。

本ガイドラインは、生産現場でも応用できるよう、特別な設備・装置や特殊な技術を必要としないで、日常の 飼養管理の中で実施できる方式になっています。

#### 学校給食衛生管理の基準

学校給食における衛生管理体制、食品の購入、食品の検収、調理過程、検食・保存食、配食・配送などの 重要事項等を示したマニュアルです。

## [ t ]

#### 健康づくり交流会

飲食店従事者と外食利用者の代表として食生活改善推進員が健康づくりについて意見交換を行い、県民の健康づくりを推進するための交流会です。

#### 県政出前講座

県民からの要請により県担当職員が集会場等の場に出向いて、食品の安全性の確保に関する施策や国内外の食品に関する最新の話題等について説明し、食品に対する基本的な知識の理解を図ります。食の安全・安心に関することについてのお問い合わせ先は生活衛生課です。

### 【し】

#### G A P

GAP(Good Agricultural Practice:農業生産工程管理)

農産物の安全性の確保に向け、HACCPの手法を応用して生産工程の各段階で生物学的(病原微生物)、化学的(残留農薬、硝酸塩、重金属)、物理的(異物混入)な危害を分析し、生産工程毎の重要管理ポイントを明確にして、農作物の安全性を高めていく手法です。

#### 収去検査

食品衛生法に基づき、食品関係営業施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査の検体として必要最小量の食品や食品添加物等を無償で持ち帰り検査することをいいます。

#### 飼養管理情報提供データベース

牛の個体識別番号をもとに、該当牛に関する給与飼料の情報や治療に使用した薬品等の情報を整理した データのファイルです。 この飼養管理情報の一部は、牛の個体識別情報とリンクさせ、平成15年度末からインターネット上で公開されています。

#### 食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

#### 食生活改善推進員

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域における健康づくり活動を実践及び推進することを目的に、市町村等において開催される「食生活改善推進員教育事業」の教育を受けて、健康づくりのためのボランティアとして他の組織の方々と協調しながら活動している人です。

#### 食に関する指導の手引

学校において、食育を系統的、計画的に実施できるように、指導者向けに作成された手引きです。この手引きには、食に関する指導の意義、食に関する指導の年間指導計画、特色ある食に関する指導の実践例等が掲載されています。

#### 食品衛生指導員

食品事業者で構成する(社)栃木県食品衛生協会の会員で養成教育の過程を終了し、協会長が委嘱した者が食品衛生指導員となり、自主活動として食中毒、食品事故等の未然防止、衛生水準の向上を図るため、営業施設に対する巡回指導、衛生知識の習得、食品衛生法の遵守、啓発活動や新規開業者に対する事前指導や相談業務を行います。

#### 食品衛生推進員

食品衛生法に基づき、県が食品衛生知識を特に習得した人の中から委嘱するもので、衛生水準の向上のために、飲食営業施設などの衛生管理方法や食品衛生に関する事項についての相談、指導、助言を行います。

#### 食品衛生責任者

「食品衛生法施行条例」で、営業施設に設置することが義務付けられている者で、調理師等の有資格者のほか講習会の課程を修了した者の中から任命され、施設及び食品取扱い等に関する衛生管理、従業員の教育訓練等を行います。

#### 食品衛生責任者再教育講習会

食品衛生責任者に対して食品衛生に係る最新の知識等自主管理に必要な事項を修得させるために開催している講習会です。

栃木県では、食品衛生責任者は、この講習会を3年に1回以上受講することが義務づけられています。

#### 食品添加物

食品の製造の過程で又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和等によって使用する物で、食品の品質や保存性の向上、着色、調味、酸化防止などのために添加します。食品衛生法により、厚生労働大臣が指定していない食品添加物の販売、製造、使用などが禁止されているほか、使用が認められている添加物について、規格、使用基準、表示の方法などが規定されています。

#### 食品表示ウォッチャー

JAS法等に基づく食品表示状況の監視と消費者の知識の向上を目的として、県が委嘱しています。

日常の買い物を通じて、食品表示状況を調査していただき、県は提供された情報に基づき調査や改善指導を実施しています。

#### 食品表示110番

食品表示の適正化を図るため、広く県民から食品表示についての情報提供を受けつけるホットラインです。 県経済流通課(028-623-2298)の他9カ所に設置されています。

#### 人獣共通感染症のサーベイランス

人間と家畜の両方に感染する病気を人獣共通感染症といい、その予防等の対策を行うため、感染動向を定期的な検査等により監視することです。

#### 【た】

#### 大量調理施設衛生管理マニュアル

集団給食施設等における食中毒を予防するために、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項等を示したマニュアルです。

#### 【ち】

#### 地域農産物

地域内(最大で県内)で生産された農産物·水産物·特用林産物(きのこ等)及びこれらを原料として製造した農産加工品です。

#### 地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費しようという取組です。

農産物直売所や農村レストラン、地域の農産物を使った学校給食、さらにはレストランやスーパー、ホテル等にも、こうした動きが広がっています。

#### [ <sub>2</sub>]

#### 動物用医薬品

薬事法に基づく医薬品のうち、家畜(牛、豚、鶏等)や養殖魚に使用されるもので、抗生物質や一般薬などがあります。

薬事法により、医薬品ごとに使用対象動物、用法・用量及び使用禁止期間等が定められています。

#### 特定給食施設

健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、栄養管理が必要なものとして、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設です。

#### とちぎ健康21協力店

県民の健康づくりを応援するため、次のうちのいずれかに取り組む店を「とちぎ健康 21 協力店」として推進し

#### ています。

#### (1) 栄養成分表示

県民が健康に配慮した食事の選択ができるようなお手伝いとして店で提供している

食事に栄養成分を表示することやバランスのよいメニューを提供し、栄養や健康に関する情報を提供します。

栄養成分表示を行っているメニューのうち、野菜・カルシウムの豊富なものには、「たっぷり」表示を、 塩分・脂肪の少ないものには「控えめ」表示を行う等ヘルシーメニューとして提供できます。

(2) ヘルシーオーダー

エネルギー(カロリー)や塩分等が気になる方のために個々の要望に応えます。

(3) ヘルシーメニューの提供

飲食店で、栃木県の定めた基準を満たした低塩分、野菜たっぷりなメニューを提供します。

(4)「とちぎ健康づくり応援弁当」の発売

コンビニエンスストアやスーパーマーケット、弁当販売店等で、栃木県が定めた基準を満たした低塩分、野菜たっぷりな健康弁当を販売します。

(5) 禁煙·分煙等

店内の禁煙や分煙に取り組み、快適な食事環境を提供します。

(6) 健康情報の発信

健康に関する資料(パンフレット等)を利用者に配付したり、新聞折り込みチラシ等に健康情報を記載します。

#### 栃木県食品衛生監視指導計画

食品衛生法並びにとちぎ食品安全確保指針に基づき、県が行う年間の食品衛生監視指導内容を定めるものです。

本県における営業施設等への年間立入予定回数は、各業種ごとに危害度、過去の行政処分、指導状況、製造販売される食品の広域流通性、営業の特殊性を勘案して、監視指導の重要度により、次の5段階に分類しています。

#### 栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎハサップ)

食品事業者の自主的な衛生管理の取組を評価し公表する制度です。

基本的な衛生管理を確実に実施する食品製造・販売施設を、HACCPシステムの考え方をもとに県が定めた基準により第三者機関が認証します。

#### とちぎ食育応援団

学校教育や地域活動の中で、食や農の知識や技術などの指導・実践活動を通して、食育推進に協力してくれるボランティア(個人・団体・企業)です。

主な活動として、食生活改善・栄養健康管理分野や農林水産物の生産分野、食文化・郷土料理・地産地消分野等があります。

#### とちぎ地産地消の日

本県は、地産地消を県内に広めていくため、毎月18日を「とちぎ地産地消の日」として、地域の様々な取組やイベントを紹介し、地産地消の啓発を行っています。

#### とちぎの食育元気プラン

本県の食育を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年 12 月、栃木県食育推進計画である「とちぎ食育元気プラン」を策定しました。

この計画は、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年を計画期間としています。

#### とちぎの食材提供店

県内でとれた、おいしくて、安心な食材にとことんこだわった「とちぎの食材」を扱うお店を、(社)とちぎ農産物マーケティング協会が認定していました。

現在は、「地産地消」を積極的に推進するお店を「とちぎの地産地消推進店」として認定しています。

#### とちぎの地産地消推進店

県産農産物を使用した料理を提供しているお店や、県産農産物コーナーを常設している小売店など、「地産地消」に取り組んでいるお店を(社)とちぎ農産物マーケティング協会が認定しています。

#### とちぎの特別栽培農産物(リンク・ティ)

化学合成農薬及び化学肥料の使用量を通常の半分以下に減らした農産物を県が「とちぎの特別栽培農産物」として認証しています。

認証を受けた農産物には、「リンク・ティ」マークが 貼付され、消費者に安心で信頼のおける農産物を提供しています。

#### ドライシステム化とドライ運用

ドライシステムは、調理器具等から床に水を落とさない構造にすることで、床を常に乾いた状態にし、調理場の湿度を少なくすることで細菌の繁殖を防止し、跳ね水により二次汚染を防止するシステムです。

ドライ運用とは、ドライシステム化されていない従来型のウエットシステムの調理場を調理器具の改善や作業方法の工夫によってドライシステムと同様の効果が得られるような方法で運用することです。

#### トレーサビリティシステム

トレース (Trace:足跡を追う)とアビリティ(Ability:できること)を合わせた言葉で、「追跡可能性」を意味します。食品がいつ、どこで、どのように生産・加工・流通されたかについての情報を蓄積し、消費者がそれらの情報を確認できる仕組みです。

#### [ O ]

#### 農薬管理指導士・ゴルフ場農薬適正使用士

農薬販売者及び農薬使用者やゴルフ場で農薬を使用する者等に対して、農薬に関する専門的な研修を実施し、その後に行う認定試験に合格した者を「農薬管理指導士」または「ゴルフ場農薬適正使用士」として認定しています。

「農薬管理指導士」「ゴルフ場農薬適正使用士」は、農薬の安全かつ適正な使用及び環境への負荷の軽減が図られるよう、指導的な役割を担っています。

#### ノロウイルス

冬季に流行する感染性胃腸炎の主な原因となるウイルスです。かつては、SRSVやノ-ウォ-ク 様ウイルスと

#### 呼ばれていました。

ウイルスに汚染された食べ物や飲み物を口にすることで感染する場合と、感染者の便や吐物に接触したり、 飛散したウイルスにより人から人へ二次感染を起こす場合があります。

酢ガキなどカキの生食により食中毒を起こす例があり、注意が必要です。

カキを食べる場合には、生食用か加熱用かをよく確認して、加熱用のカキは、中まで十分火を通す必要があります。また、カキを取り扱った調理器具や手指は、洗剤でよく洗ってから次の調理作業を行うことが食中毒の 予防のために重要です。

#### [ tt ]

#### 

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point:危害分析重要管理点)

一般的にハサップといい、原材料の仕入れから出荷までの各工程において、危害防止につながるポイントを 重点的に監視・記録することにより、製品の安全性を確保するシステムです。

#### 【ひ】

#### BSE

BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy: 牛海綿状脳症)

牛の病気で、感染した牛の脳組織に空胞ができて海綿状になり、中枢神経に障害を受けるため行動や運動に異常を示します。原因は、十分に解明されていませんが、プリオンというタンパク質が異常化したために発生すると考えられています。

#### 【む】

#### 無承認無許可医薬品

医薬品は、そのものの品質、有効性及び安全性について国や県の審査を受け、承認及び許可を取得しなければ市場に流通させることはできません。これらの承認と許可を受けずに医薬品の成分を含有したり、医薬品的な効能効果等を標ぼうして流通しているものを無承認無許可医薬品といいます。

#### 【め】

#### 免疫賦活剤

動物や人の体が病気の原因になる細菌やウイルスに接触したときにそれを排除したり殺してしまったりする機能(自然免疫)を活性化して抵抗力を増強する物質のことです。

#### 【や】

#### 薬剤耐性菌

薬剤(抗菌剤)に対し抵抗力を持ち、薬剤が効きにくくなった菌のことです。

薬剤耐性菌の出現の原因としては、薬剤の連用が考えられています。

薬剤耐性菌の発現を防止するためには、薬剤を適正に使用しなければなりません。